

## 建築設計業務委託特記仕様書

### I 業務概要

1 業務名称 ( 浅野文庫等施設 (仮称) 新築工事に伴う基本・実施設計業務 )

2 委託期間 ( 契約締結日から、令和 8 年 3 月 31 日まで )

#### 3 計画施設概要

(1) 施設名称 ( 浅野文庫等施設 (仮称) )

(2) 敷地の場所 ( 中区上幟町 )

(3) 施設用途 ( 図書館 )

※ 平成 31 年度国土交通省告示第 98 号別添二第十二号第 2 類とする。

(4) 工事概要 ( 図書館新築工事 (詳細は別紙 1 「浅野文庫等施設 (仮称) 整備に係る基本方針及び設計条件等」のとおり。) )

(5) 設計内容  
設計の対象となる種目は、次のとおりである。

区分	種目	種目概要
建築	新築工事	・図書館新築工事 (展示工事を含む。) ・図書館新築工事に伴う囲障工事 ・図書館新築工事に伴う構内舗装工事 ・図書館新築工事に伴う屋外排水工事 ・図書館新築工事に伴う植栽工事
電気設備	新築工事	図書館新築工事に伴う電気設備工事
機械設備	新築工事	図書館新築工事に伴う機械設備工事
昇降機設備	新築工事	図書館新築工事に伴う昇降機設備工事

#### 4 設計と条件

別紙 1 「浅野文庫等施設 (仮称) 整備に係る基本方針及び設計条件等」のとおり。

### II 業務仕様

本特記仕様書 (以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」(広島市)による。

#### 1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、○印の付いたものを適用する。・印は適用しない。

#### 2 管理技術者

(1) 管理技術者を 1 名配置し、資格要件は次による。

○建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による一級建築士

・建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による建築設備士

・建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による建築設備士又は建築設備工事設計業務に係る実務経験を 10 年以上有する者

(2) プロポーザル方式により業務を受注した場合は、技術提案書における総括責任者が、管理技術者となる。

#### 3 照査技術者

○約款第 15 条の照査技術者 1 名の配置は必要とし、資格要件は次による。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士
- ・資格要件は不要
- ・約款第 15 条の照査技術者の配置は、不要とする。

#### 4 主任担当技術者

- (1) 管理技術者の下に、各分担業務分野における担当技術者を統括する次の主任担当技術者各 1 名の配置を必要とする。

- 建築（総合）
- 建築（構造）
- 電気設備
- 機械設備

（注）分担業務分野毎の業務内容は次表による。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	建築物の意匠（展示を含む。）に関する設計並びに意匠、構造、設備、外構に関する設計を取りまとめる設計
建築（構造）	建築物の構造に関する設計
電気設備	建築物の電気設備、昇降機設備などに関する設計
機械設備	建築物の給排水衛生設備、空気調和・換気設備などに関する設計

- (2) 主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼務してはならない。  
 (3) 各主任担当技術者は、管理技術者及び照査技術者と兼務してはならない。

#### 5 設計業務の内容及び範囲

- (1) 一般業務の範囲

- ア 基本設計
- 建築（総合）基本設計
  - 建築（構造）基本設計
  - 電気設備基本設計
  - 機械設備基本設計

（注）I-4 を基に、浅野文庫等施設（仮称）整備基本計画に示す設計条件の整理及び検証を行い、改善案を提示することができる場合は、基本設計に至る計画を数案提案すること（工事費概算、概略工程表等含む）。調査職員との協議の上、その中から採用した改善案を基に、基本・実施設計業務を行う。

- イ 実施設計
- 建築（総合）実施設計（設計意図の伝達業務を除く。）
  - 建築（構造）実施設計（設計意図の伝達業務を除く。）
  - 電気設備実施設計（設計意図の伝達業務を除く。）
  - 機械設備実施設計（設計意図の伝達業務を除く。）

- ウ その他（上記「イ 実施設計」の過程で作成した資料を成果品として整理する。）

- コスト縮減の検討

実施設計時に、調査職員と協議し、実施設計段階でのコスト縮減事項を工事ごとに取りまとめて提出する。

- 仮設計画図の作成

概略工事工程表に対応した仮設計画図を作成する。

- ・アスベスト成形板等の図示

調査職員が指示する内容について、該当図にアスベスト含有材の使用範囲を図示する。

- 設計説明書の作成（基本設計時及び実施設計時とも。展示工事等を含む。）

調査職員が指示する内容（設計主旨、計画概要及び各種仕様等の設定根拠など）について、設計説明書（各種技術資料とも）として取りまとめる。

◎各種手続業務の実施

計画通知等（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）に係る法令・条例等に関する許認可等を含む。）に係る関係機関との打合せ、申請書・届出書等の書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）などの計画施設の設計に伴う各種手続業務を実施する。

◎工事費概算書の作成（基本設計時及び実施設計時とも。展示工事等を含む。）

「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン（平成 27 年改定）」及び「概算工事費算出に当たっての留意事項（平成 26 年改定）」に基づき、概算数量を算出し、概算工事費算出標準様式を用いて、基本設計完了時の令和 7 年 6 月 30 日及び実施設計時の同年 9 月 1 日までに工事費概算書を作成する。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ◎建築積算業務 積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成
- ◎電気設備積算業務 積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成
- ◎機械設備積算業務 積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成

◎透視図作成

ア 基本設計当初（外観及び景観検討用。立面計画に関する説明資料の作成を含む。）  
〔種類（外観 3 案程度、彩色）、判の大きさ（A 3）、枚数（各案 1 枚ずつ）、~~額の有無（無）、額縁の材質（アルミ枠）~~及び電子データ（PDF 及び PNG 形式）〕

イ 基本設計完了時

〔種類（外観 2 種類以上及び内観 3 種類以上（1 種類は展示に関するもの）、彩色）、判の大きさ（A 3）、枚数（各 1 枚ずつ）、~~額の有無（無）、額縁の材質（アルミ枠）~~及び電子データ（PDF 及び PNG 形式）〕

ウ 実施設計完了時

〔種類（外観 2 種類及び内観 3 種類以上（1 種類は展示に関するもの）、彩色）、判の大きさ（A 3）、枚数（各 1 枚ずつ）、額の有無（有）、額縁の材質（アルミ枠）及び電子データ（PDF 及び PNG 形式）〕

（注）各段階における透視図の作成方法は全て CAD 又は CG を基本とし、これらによらない場合は別途協議するものとする。

- ・透視図の写真撮影〔カット枚数（1 枚）判の大きさ（24×36 以上）及び  
白黒・カラーの別（カラー）〕

◎ボリューム検討用模型製作（基本設計時）〔~~景観検討用（縮尺：1/500）、  
ファサード検討用（縮尺：1/200）、主要材料（スチレンボード等）~~（提出不要）〕

- ・完成型模型製作〔縮尺（1/300）、主要材料（アクリル板等）  
ケースの有無（有）及び材質（アクリル板等）〕
- ・模型の写真撮影〔カット枚数（4 枚）、判の大きさ（サービスサイズ）及び  
白黒・カラーの別（カラー）〕

◎計画通知手続業務

◎構造計算適合性判定に関する手続業務（手数料の納付は含まない。）

◎広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく手続業務（標識の作成・設置、近隣住民等への説明、届出書等の作成・提出など）

- ・建築物の利用に関する説明書の作成

◎住民説明等に必要な資料の作成及び住民説明会等への参加（法令等に基づくものを除く。）

◎日影図の作成（基本設計時及び実施設計時とも。）

冬至、春秋分及び夏至の 3 時期について、建築基準法に規定する日影と実日影の計

- 6 パターンを作成し、提出すること。
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ◎広島市景観条例に基づく手続業務（事前協議、通知書の作成・提出など）
- ◎広島市都市デザインアドバイザー会議への出席、計画の説明及びこれに係る説明資料の作成（会議は3回程度）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定申請に係る手続業務
- ◎広島市公共施設福祉環境整備要綱に基づく手続業務（事前協議、協議書類の作成・提出など）
- ◎建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続業務（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の納付は含まない。）
- ・建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続き業務
- ◎広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づくCASBEE広島（広島市建築環境性能評価システム）による評価に係る手続業務（建築物環境計画書の作成・提出など）
- ◎広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく緑化計画書に係る手続業務（事前協議、計画書の作成・提出など）
- ◎ZEB Readyの達成に係る検討及び資料作成等
  - ア 検討資料の作成
  - イ 標準入力法による省エネルギー関係計算書の作成
  - ウ 工事監理業務の受注者等に対して、設計者として設計意図を伝達するために必要となる計画書の作成
- ・BELS申請手続業務
- ・リサイクル計画書の作成（国土交通省の様式を活用すること。）
- ◎太陽光発電システムに係る検討
- ◎共同住宅等建築物におけるごみ収集施設設置要綱に基づく手続業務（事前協議、届出書の作成・提出など）
- ・土壌汚染対策法に基づく手続業務（事前協議、届出書の作成・提出など）
- ◎建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づく手続業務（事前協議、届出書の作成・提出など）
- ◎上下水道、ガス、電気及び通信等の供給状況の調査及び関係機関との協議
- ◎広島市下水道条例に基づく手続業務（事前協議、協議書等の作成・提出など）
- ◎広島市水道給水条例に基づく手続業務（事前協議、協議書の作成・提出など）
- ◎広島市雨水流出抑制に関する指導要綱に基づく手続業務（事前協議、計画書の作成・提出など）
- ・宅地開発許可に係る手続業務
- ◎概略工事工程表の作成（基本設計時及び実施設計時。展示工事等を含む。）
  - ア 工期の検討に当たっては4週8休の取得が十分に実施できる工期設定をすること。
  - イ 建築工事適正工期算定プログラム（一般社団法人日本建設連合会）等を参考活用し、適切に工期を設定すること。
- ・営繕事業広報ポスターの作成
- ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ・総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
- ◎設計内容の意図伝達計画書
  - 工事監理業務の受注者等に対して、設計者として設計意図を伝達するために必要

となる以下の内容に該当する施工図等を計画書として取りまとめる。

ア 設計図書では、特定の資機材メーカー等の指定にならないように仕様や性能を明記されているため、工事受注者等が資機材メーカー等を決定した後に、納まり等の設計内容を確認する必要がある施工図等

イ 意匠・構造等、設計上重要な内容で、施工の詳細が定まらなければ、設計意図の伝達を確認することができないような設計内容に関する施工図等

ウ 調査職員が必要と判断し、指示した施工図等

・アスベスト成形板等の分析

今回の設計に基づく改修又は取壊し工事において、吹付けアスベスト、アスベスト含有建材等がある場合には、調査職員と協議を行い、その指示により、サンプル採取、分析を行い報告書を作成する。分析調査は、JIS A 1481-1（定性分析法）により実施することとし、含有が確認された場合は、調査職員と協議し、JIS A 1481-3 又は JIS A 1481-4（定量分析法）を実施すること。（調査費については、○検体分（分析対象：○○、○○）の試料採取・定性分析（交通費込み）を見込んでいる。調査部位は、調査職員と協議のこと。）

・増築等における既存部分の構造検討

・実験設備に係る検討

・内部雷保護設備に係る検討

・構内情報通信網設備に係る検討

・音声誘導設備に係る検討

・排水処理設備に係る検討

・雨水・排水再利用設備に係る検討

・蓄熱システムに係る検討

・雪冷房設備に係る検討

◎展示工事基本設計業務

ア 与条件（関連法規及びスケジュール等）の確認

イ 展示シナリオ（展示構成案、展示物レイアウト及び動線計画等）の検討及び決定

ウ 演出・設備計画の検討及び決定

エ 展示基本設計図書（平面図、展開図並びに展示ケース、展示造作、模型造形、グラフィック、映像情報システム、映像情報コンテンツ及び展示照明等（以下「各展示工種」という。）に係る概要図等）の作成

◎展示工事实設計業務（積算業務を含む。）

ア 展示構成表の作成

イ 展示実設計図書（展示構成表、仕上表、平面図、展開図、各展示工種詳細図及び備品リスト・備品図等）の作成

ウ 展示設備等メンテナンス計画の作成

◎外構工事基本設計業務

◎外構工事实設計業務（積算業務を含む。）

◎現地調査

◎当該敷地及び縮景園との相互の眺望景観を検討し、当該敷地及び縮景園内の既存樹木の存置、剪定又は伐採の選択についての関係機関及び本市との協議への参加及びその選択に当たっての素案の作成

◎当該業務発注課及び主管課等との協議への参加及び計画説明資料等の作成（毎月1回程度。延べ15回程度）

※本市が都市構造再編集集中支援事業等の補助金等に係る手続きを行う場合、必要となる資料作成への協力を含む

◎庁外関係組織等との協議への参加及び計画説明資料等の作成

- (注) 計画通知申請手続きに伴う構造計算適合性判定手数料及び建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は発注者が負担するため、受注者は手数料の支払いは行わず、広島市長宛ての納付書の交付を受け、調査職員へ提出すること。  
ただし、計画変更等による再申請の場合には、別途協議するものとする。

## 6 業務の実施

### (1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。  
イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。  
特に、別紙 1「浅野文庫等施設（仮称）整備に係る基本方針及び設計条件等」工事費（概算金額）を参考に、経済設計となるよう十分に配慮すること。  
ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。  
エ 調査職員の指示により、各種仕様等の設定根拠となる事項等を「設計説明書」に記入の上、調査職員に提出する。  
オ 設計に当たっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮する。

### (2) 関連する別契約業務との調整

受注者は関連する別契約業務がある場合は、設計内容の調整及び確認を行うとともに、相互の業務に必要な図面又は資料（CADデータ等の電子データを含む。）を、必要な時期に別契約業務の受注者に提供する。

### (3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- ア 業務着手時（契約締結後 7 日以内）  
イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時  
~~ウ その他（~~

### (4) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部、文部科学省文化庁等が定めたもの又は監修したもののうち本業務履行時点における最新版とする。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容がこれらの技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、貸与品及び市販されているもの以外は国土交通省、文化庁又は広島市のホームページ等に掲載されている。

#### ア 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
  - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
  - ・木造計画・設計基準
  - ・木造計画・設計基準の資料
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 建築設計基準
- 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 営繕工事積算チェックマニュアル
  - ・官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン

- ・ B I M適用事業における成果品作成の手引き (案)
  - ・ 公共住宅建設工事共通仕様書
  - ・ 部品及び機器の品質・性能基準 (公共住宅建設工事共通仕様書別冊)
  - ・ 建築物解体工事共通仕様書
  - ◎文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針
  - ◎文化財 (美術工芸品等) の防災に関する手引
  - ◎文化財公開施設の計画に関する指針
  - ◎文化財 (美術工芸品) 保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック
  - ◎重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定
  - ◎国宝・重要文化財の公開に関する取扱要綱
  - ◎美術館・博物館のための空気清浄化の手引き (東京文化財研究所)
  - ◎文書館・文化財展示収蔵施設における「生物被害対策」(東京文化財研究所)
  - ◎広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例一条例に基づく  
 手続の手引一 (広島市都市整備局)
  - ◎広島市景観計画 (広島市都市整備局)
  - ◎広島市景観形成ガイドライン (広島市都市整備局)
  - ◎広島市景観色彩ガイドライン (広島市都市整備局)
  - ◎高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
  - ◎広島県福祉のまちづくり整備マニュアル (広島県土木建築局)
  - ◎広島市公共施設福祉環境整備要綱 (広島市健康福祉局)
  - ◎広島市公共施設福祉環境整備要綱の手引き (広島市健康福祉局) ◎貸与可
  - ◎広島市公共施設福祉環境整備要綱に係る質疑応答集 (広島市健康福祉局) ◎貸与可
  - ◎市有建築物省エネ仕様 (広島市都市整備局)
  - ◎C A S B E E広島評価マニュアル (広島市都市整備局)
  - ◎緑化計画書作成の手引 (広島市都市整備局)
  - ◎Z E B設計ガイドライン (Z E Bロードマップ フォローアップ委員会)
  - ◎共同住宅等建築物におけるごみ収集施設設置要綱 (広島市環境局)
  - ◎条例改正パンフレット (附置義務駐輪場・駐車場) (広島市道路交通局)
  - ◎排水設備の手引き (広島市下水道局)
  - ◎広島市雨水流出抑制に関する指導要綱 (広島市下水道局)
  - ◎広島市雨水流出抑制に関する指導要領 (広島市下水道局)
  - ◎広島市雨水流出抑制技術マニュアル (広島市下水道局)
  - ◎災害に強いまちづくりプラン  
 (広島市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン) (広島市都市整備局) ◎貸与可
  - ◎広島市電子納品の手引 (広島市都市整備局)
- イ 建築
- ◎建築工事設計図書作成基準
  - ◎敷地調査共通仕様書
  - ◎公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)
  - ◎建築工事特記仕様書 (新営) (広島市都市整備局) ◎貸与可
  - ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)
  - ・ 建築工事特記仕様書 (改修) (広島市都市整備局) ・貸与可
  - ◎公共建築木造工事標準仕様書
  - ◎建築設計基準
  - ◎建築設計基準の資料
  - ◎建築構造設計基準
  - ◎建築鉄骨設計基準

- 建築工事設計図書作成基準
  - 建築工事設計図書作成基準の資料
  - 建築工事標準詳細図
  - 擁壁設計標準図
  - 構内舗装・排水設計基準
  - 各構造計算基準（日本建築学会）
  - 広島県公共建築物等木材利用促進方針（広島県農林水産局）
    - ・外壁調査及び報告書作成要領（広島市都市整備局）
  - 建築設計における仕様の設定等に関する基本的な考え方・注意事項（広島市都市整備局）
- ウ 建築積算
- 公共建築数量積算基準
  - 公共建築工事内訳書標準書式
  - 建築工事内訳書作成要領（建築工事編）
  - 公共建築見積標準書式集（建築工事編）
    - ・公共建築改修工事の積算マニュアル
  - 建築工事積算マニュアル（広島市）
- エ 設備
- 建築設備計画基準
  - 建築設備設計基準
  - 建築設備工事設計図書作成基準
  - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
  - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
  - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
  - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
  - 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
  - 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
    - ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
  - 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）（市販）
  - 建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）（市販）
    - ・空調調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
  - 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
  - ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
  - 電気設備工事標準図（広島市都市整備局）
  - 機械設備工事機材標準図（広島市都市整備局）
  - 給水装置等の設計施工事務取扱要綱（広島市水道局）
- オ 設備積算
- 公共建築設備数量積算基準
  - 公共建築設備工事内訳書標準書式
  - 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
  - 建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
  - 電気設備工事積算マニュアル（広島市）
  - 機械設備工事積算マニュアル（広島市）

・貸与可

○貸与可

○貸与可

~~・貸与可~~

~~・貸与可~~

○貸与可

○貸与可



(5) 資料等の貸与及び返却

貸与資料等	摘要
適用基準等のうち、貸与可に○印の付いたもの	
○敷地測量図	○貸与可
○地質調査報告書	○貸与可 (別途発注予定の地質調査業務完了後)
○隣地 (広島市立幟町中学校) における柱状図	○貸与可
○営繕積算システム単価 (金無)	○貸与可

※地質調査業務 (別途発注予定) 完了後に貸与可

(6) 提出書類

※業務実績情報の登録の要否

○ 要

受注者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。

なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録 (調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

・ 不要

~~(7) 設計VE~~

~~本業務は設計VE対象業務とする。~~

~~施設の機能向上及びコスト縮減により最適な価値を確保するため設計VEを実施する。尚、VE審査用の説明資料等の提出期日については、調査職員が指示するので、これを厳守すること。また、このVE審査の結果については、基本設計に十分反映するものとする。~~

~~(8) 電子納品 (基本設計業務は対象外とする。)~~

○本業務は、電子納品対象業務とする。

ア 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」(以下「要領等」という。)に基づいて作成したものを指す。

イ 業務の着手前に必ず調査職員と電子納品について事前協議を行うこと。

ウ 電子納品の対象書類等は事前協議で決定する。

エ 成果品は、「要領等」に基づいて作成した電子データを電子媒体 (CD-Rを原則とする) で2部提出する。

オ 電子媒体提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策ソフトによるチェックを実施したうえで提出すること。

カ 成果品として提出された電子データは、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図などの作成に使用する等、広島市委託契約約款 (建築設計業務用) の規定の範囲内で利用することがある。

(9) 新技術・新工法

○本業務は、新技術・新工法の検討対象業務とする。

ア 基本設計時

本業務の実施に当っては、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。

採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。

イ 実施設計時 (基本設計で検討している場合)

本業務の実施に当っては、基本設計で提案された新技術・新工法について、照査、現場での適合性及び活用効果の再確認を行うこと。

当該技術・工法について、構造計算等による安全の確認が必要な場合は、適切に行うこと。

基本設計で提案された新技術・新工法が、不適切と判断された場合は、改めて新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法と従来工法の比較検討を行うこと。

採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。

~~ウ 実施設計時（基本設計がない場合又は基本設計で検討していない場合）~~

~~本業務の実施に当っては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。~~

~~採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。~~

(10) 市有建築物省エネ仕様

◎本業務は、市有建築物省エネ仕様（令和6年2月改定。令和6年4月1日以降に建築物エネルギー消費性能適合性判定を申請するものから適用）の検討対象業務とする。

ア 基本設計時

省エネ導入項目について、概算費用、省エネ効果等による採用の検討を行い、導入項目を決定すること。また、CASBEE広島を利用した検討を行うこと。

建築物の省エネ性能はBEI値 $\leq 0.50$ （ZEB Readyの基準）を達成することとし、採用に係る基準等は調査職員との協議による。

イ 実施設計時（基本設計で検討している場合）

基本設計で提案された省エネ導入項目について、概算費用、緑化面積などの省エネ効果等の再確認を行うこと。また、CASBEE広島を利用した再確認を行うこと。

~~ウ 実施設計時（基本設計がない場合）~~

~~省エネ導入項目について、概算費用、省エネ効果等による採用の検討を行うこと。また、CASBEE広島を利用した検討を行うこと。~~

~~採用に係る基準等は、調査職員から別途指示を受けること。~~

(11) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。なお、下記ア～オにおいては、各技術者を配置する場合等に記載することとし、プロポーザル方式又は総合評価落札方式による手続きを経て業務を受注した場合及び管理技術者通知書等に記載があり、その内容に変更がなければ省略できる。

ア 管理技術者及び照査技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

イ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

ウ 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

エ 受任（下請負）事務所（受任者（下請負者）のうち、分担業務分野の主任担当技術者又は担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、委任（下請負）の理由及び具体的内容

ただし、建築（総合）の分担業務分野を再委託しないこと（展示に関する設計業務の再委託にあつてはこの限りではない。）。

オ 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者又は担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

カ 業務工程表（各種項目の検討及び実施期限、各種項目の照査時期、各種成果物の提出時期、法令に基づく各種申請書・届出書の提出時期を明記すること。）

キ 業務実施体制（上記ア、イ及びオに示す各技術者の一覧、並びに上記カに示す各工程における各技術者の具体的な役割と業務手順を明記すること。）

ク 成果物の品質を確保するための計画（設計業務の節目毎に調査職員へ確認・承諾を

求める資料及び各種成果物の品質を確保するために管理技術者及び照査技術者が行う確認事項を明記すること。)

ケ その他、調査職員が必要に応じて指定する事項

(注) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式又は総合評価落札方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された業務実施体制により当該業務を履行する。

## 7 成果物、提出部数等

広島市委託契約約款（建築設計業務用）及び建築設計業務委託共通仕様書に定めるもののほか、原則として、基本設計完了時（令和7年6月30日）及び実施設計完了時のそれぞれの時点で、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事毎にまとめて、以下の業務成果物を提出する。ただし、取りまとめ方法について、調査職員の指示がある場合はこの限りではない。

### (1) 基本設計

成 果 物	原 図	複 製 判	製本形態等（特記以外は複製判A3判二つ折り）
ア 建築（総合） ◎ 建築（総合）基本設計図書 計画説明書（設計主旨及び計画概要を含む。） 計画概要表（仕様概要及び計画図を含む。） <del>仕様概要表</del> 面積表及び求積図 附近見取図 現況図 配置図 仕上概要表 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 展示基本設計図書に係る概要図等 外構図 雨水排水設備図 防火区画図 排煙区画図 ◎ 仮設計画概要書 ◎ 工事費概算書	各1部                             各1部 各1部	各4部                          各4部 各4部	製本形態等（特記以外は複製判A3判二つ折り）                            <del>A4判</del> A4判
イ 建築（構造） ◎ 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 積載荷重等一覧表 積載荷重図 仮定断面リスト 床伏図 ◎ 基礎工法比較検討書 ◎ 工事費概算書	各1部             各1部 各1部	各4部             各4部 各4部	<del>A4判</del>             A4判
ウ 電気設備 ◎ 電力設備計画概要書 ◎ 通信設備計画概要書 ◎ 昇降機設備計画概要書 ◎ 仕様概要書 ◎ 工事費概算書	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	各4部 各4部 各4部 各4部 各4部	A4判 A4判 A4判 A4判 A4判
エ 機械設備 ◎ 空気調和設備計画概要書 ◎ 給排水衛生設備計画概要書 ◎ 仕様概要書 ◎ 工事費概算書	各1部 各1部 各1部 各1部	各4部 各4部 各4部 各4部	A4判 A4判 A4判 A4判

成 果 物	原 図	複製判	製本形態等(特記以外は複製判A3判二つ折り)
オ その他			
○ 関係法令整理表	一 式	各 4 部	5-(2)による。 5-(2)による。 <del>電子データのみ</del>  電子データのみ  A4判
○ 工事区分表	一 式	各 4 部	
○ 日影図	一 式	各 4 部	
○ 透視図	一 式		
○ 模型	一 式		
・ 模型の写真	<del>一 式</del>		
○ 基本設計説明書(設計主旨及び計画概要等を含む。)	各 1 部	各 4 部	
○ 広島市都市デザインアドバイザー会議資料	一 式		
・ リサイクル計算書	<del>各 1 部</del>	部	
○ 広島市公共施設福祉環境整備協議書	各 2 部		
○ ZEB Readyの達成に係る検討資料	一 式	各 4 部	
○ 太陽光発電システムに係る検討	一 式	各 4 部	
○ 展示シナリオの検討資料	一 式	各 4 部	
○ 演出・設備計画の検討資料	一 式	各 4 部	
○ 現地写真	一 式	各 4 部	
○ 概略工事工程表	一 式	各 4 部	
カカ 資料			電子データのみ
○ 各種技術資料	一 式	各 4 部	
○ 各記録書	一 式	各 4 部	
○ 業務打合せ簿	一 式	各 4 部	
○ 各協議・説明会等資料	一 式	各 4 部	
○ 新技術・新工法導入検討結果説明書	各 1 部	各 4 部	
○ 市有建築物省エネ仕様 設計時チェックシート	一 式		
○ 照査報告書	各 1 部	各 4 部	
○ 既存樹木に係る協議資料(素案)	一 式	各 4 部	

- (注) 1. 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中にも含めることもできる(構造計算書は合本不可とする。)
2. 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中にも含めることもできる。
3. 建築(総合)設計図は、適宜、追加してもよい。
4. 見積りは、製造業者又は専門工事業者(2社以上)から徴収すること。
- ~~5. 成果物の取りまとめ方法は、調査職員の指示による。~~



成 果 物	原 図	複製判	製本形態等(特記以外は複製判A3判二つ折り)
イ 建築（構造） ◎ 建築（構造）設計図 仕様書 柱状図 伏図 スリーブ図 軸組図 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 山留計画図 ◎ 構造計算書（データ共） ・ 性能評価時提出副本（追加検討等資料共） ◎ 山留計画書（計算書共） ◎ 構造計算適合性判定書 ◎ 計画通知図書 ◎ 追加検討等資料 ◎ 工事費概算書	各 1 部           各 1 部 <del>各 1 部</del> 各 1 部 各 1 部 各 1 部 一 式 各 1 部	各 2 部           部 部      部     各 4 部	A 4 判
ウ 建築積算 ◎ 建築工事内訳書 ◎ 建築工事積算数量算出書（積算部位図を含む。） ◎ 建築工事積算数量調書 ◎ 建築工事積算単価算出書（見積りを徴収する場合は3社以上とし、見積り一覧表及び見積り検討資料を添付） ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（確認修正履歴記録書類、チェックリスト、チェックシート共）	各 1 部 各 1 部   各 1 部 各 1 部  各 1 部		

成 果 物	原 図	複製判	製本形態等(特記以外は複製判A3判二つ折り)
<p>エ 電気設備</p> <p>○ 電気設備設計図  <del>特記仕様書</del>            工事区分表  <del>敷地案内図</del>            配置図            電灯設備図 (系統図共)            動力設備図 (系統図共)  <del>雷保護設備図</del>            受変電設備図            静止形電源設備図            発電設備図            構内情報通信網設備図            構内交換設備図            情報表示設備図            拡声設備図            誘導支援設備図            テレビ共同受信設備図            監視カメラ設備図  <del>防犯・入退室管理設備図</del>            火災報知設備図  <del>中央監視制御設備</del>            構内配電線路図            構内通信線路図  <del>撤去図</del></p> <p>○ 昇降機設備設計図  <del>特記仕様書</del>            工事区分表            昇降機設備図  <del>撤去図</del></p> <p>○ 電気設備設計計算書            ・ 昇降機設備設計計算書</p> <p>○ 計画通知図書            ○ 消防用設備等設置計画届出書            ○ 工事費概算書</p>	<p>各1部</p> <p>各1部</p> <p>各1部  <del>各一部</del></p> <p>各2部  <del>各一部</del>            各2部            各1部</p>	<p>各2部</p> <p>各2部</p> <p>部            部  <del>2部</del>  <del>2部</del>            各4部</p>	<p></p> <p></p> <p>A4判            A4判</p>
<p>オ 電気設備積算</p> <p>○ 電気設備工事内訳書            ○ 電気設備工事積算数量算出書            ○ 電気設備工事積算数量調書            ○ 電気設備工事積算単価算出書(見積りを徴収する場合は3社以上とし、見積り一覧表及び見積り検討資料を添付)</p>	<p>各1部            各1部            各1部            各1部</p>		



成 果 物	原 図	複製判	製本形態等(特記以外は複製判A3判二つ折り)
<p>カ 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空気調和設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>特記仕様書</li> <li>工事区分表</li> <li><del>敷地案内図</del></li> <li>配置図</li> <li>機器表</li> <li>空気調和設備図</li> <li>換気設備図</li> <li><del>排煙設備図</del></li> <li>自動制御設備図</li> <li>屋外設備図</li> <li><del>撤去図</del></li> </ul> </li> <li>○ 給排水衛生設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>特記仕様書</li> <li>工事区分表</li> <li><del>敷地案内図</del></li> <li>配置図</li> <li>機器表</li> <li>衛生器具設備図</li> <li>給水設備図</li> <li>排水設備図</li> <li>給湯設備図</li> <li>消火設備図</li> <li>ガス設備図</li> <li><del>厨房設備図</del></li> <li><del>浄化槽設備図</del></li> <li>屋外設備図</li> <li><del>撤去図</del></li> </ul> </li> <li>○ 空気調和設備設計計算書</li> <li>○ 給排水衛生設備設計計算書</li> <li>○ 計画通知図書等</li> <li>○ 排水設備計画書(汚水排水設備)</li> <li>○ 給水装置工事設計協議書</li> <li>○ 消防用設備等設置計画届出書(電気設備を含む。)</li> <li>○ 工事費概算書</li> </ul>	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 2 部</p> <p>各 2 部</p> <p>各 2 部</p> <p>各 2 部</p> <p>各 2 部</p> <p>各 2 部</p> <p>各 2 部</p> <p>各 2 部</p> <p>各 2 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>各 2 部</p> <p>各 2 部</p> <p><del>部</del></p> <p><del>部</del></p> <p><del>部</del></p> <p><del>部</del></p> <p><del>部</del></p> <p><del>部</del></p> <p>各 4 部</p>	<p></p> <p></p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p> <p>A 4 判</p>
<p>キ 機械設備積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機械設備工事内訳書</li> <li>○ 機械設備工事積算数量算出書</li> <li>○ 機械設備工事積算数量調書</li> <li>○ 機械設備工事積算単価算出書(見積りを徴収する場合は3社以上とし、見積り一覧表及び見積り検討資料を添付)</li> </ul>	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p>

成 果 物	原 図	複製判	製本形態等(特記以外は複製判A3判二つ折り)
ク その他			
○ 日影図	一 式	各 2 部	5-(2)による。
○ 透視図	一 式		
・ 模型			
・ 模型の写真			
・ 防災計画書	<del>各1部</del>		<del>A4判</del>
○ 広島市都市デザインアドバイザー会議資料	一 式	各 2 部	<del>A4判</del>
○ 建築物エネルギー消費性能確保計画	各 2 部	部	<del>A4判</del>
・ 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画	<del>各1部</del>	部	<del>A4判</del>
○ 省エネルギー関係計算書(申請書とも)	各 2 部	各 3 部	
・ B E L S 申請書	<del>各2部</del>	部	
○ コスト縮減検討書	各 1 部	部	
・ リサイクル計画書	<del>各1部</del>	各 4 部	
○ 設計説明書	各 1 部	各 4 部	
○ 概略工事工程表	一 式	部	
・ アスベスト成形板等調査表	<del>1部</del>	部	
・ アスベスト分析結果報告書	<del>1部</del>	各 4 部	
○ 設計内容の意図伝達計画書(ZEB化に関することを含む。)	各 1 部		
○ 中高層建築物条例に基づく届出等(事前協議資料とも)	各 2 部		
○ 中高層建築物条例標識	一 式	部	
・ テレビ電波受信状況調査報告(一般電界強度測定及び画像評価)	<del>各1部</del>	部	
・ テレビ電波受信障害範囲予想図	<del>各1部</del>	部	
○ C A S B E E 広島による評価書	各 2 部		
○ 緑化計画書(事前協議資料及び緑化率確認通知書とも)	各 2 部		
○ 景観法に基づく届出(事前協議資料及び認定書とも)	各 2 部	<del>各2部</del>	<del>A4判</del>
・ 伺い、契約用製本(工事毎)	<del>一式</del>		
○ ごみ収集施設設置要綱に基づく届出(事前協議資料とも)	各 2 部		
○ 広島市雨水流出抑制に関する指導要綱に基づく計画書	各 2 部		
○ 駐車施設設置届出書(事前協議資料とも)	各 2 部		
○ 展示設備等メンテナンス計画書	各 1 部	各 4 部	
ケ 資料			
○ 広島市都市デザインアドバイザー会議資料	一 式	各 2 部	
○ 各種技術資料	一 式	部	
○ 各記録書	一 式	部	
○ 現地調査写真	一 式		
○ 業務打合せ簿	一 式		
○ 各協議・説明会等資料	一 式		
○ 新技術・新工法導入検討結果説明書	各 1 部		
○ 市有建築物省エネ仕様 設計時チェックシート	一 式		
○ 照査報告書	各 1 部		

(注) 1. 建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中にも含めることもできる(構造計算書は合本不可とする。)

2. 工事内訳書及び単価資料等の作成は、営繕積算システムR I B C 2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書数量入力システムL I T E」又は「内訳書作成システム」による。
  3. 見積り検討資料のデータは営繕積算システムR I B C 2に取り込めるようにすること。
  4. 設計図は、適宜、追加してよい。
  - ~~5. 成果物の取りまとめ方法は、調査職員の指示による。~~
  - ~~6. B I Mモデルを成果品として提出する場合は、B I M適用事業における成果品作成の手引き(案)(平成30年版)による。~~
  7. 見積りは、製造業者又は専門工事業者(3社以上)から見積もること。
- (3) 設計原図の作成等
- ア 作成
- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| (ア) 設計原図の作成形式 | ○ J w - c a d                 |
| (イ) 設計原図の大きさ  | ○ A 1 判    ・ A 2 判    ・ A 3 判 |
- イ 提出
- |              |   |
|--------------|---|
| (ア) 設計原図の材質  | ・ トレーシングペーパー    ○ 上質紙                       |
| (イ) 設計原図の大きさ | ○ A 1 判 (実施設計)    ・ A 2 判    ○ A 3 判 (基本設計) |
| (ウ) 提出部数     | ○ 原図 1 部                                    |
- (注) 電子納品の際は、【.jww】及びA3サイズのPDFデータ(解像度300~400dpi程度)で提出する。容量は、1ファイルあたり10MB以内とする。10MBを超える場合は、提出方法を調査職員と協議すること。

## 8 積算根拠(基準・単価)

- (1) 本業務の積算は、「官庁施設の設計業務等積算基準 平成31年1月改訂版」及び「官庁施設の設計業務等積算要領 平成31年1月改訂版」(いずれも国土交通省大臣官房官庁営繕部)に準拠している。
- (2) 令和6年4月時点の単価により委託費を算出している。

## 9 注意事項

- (1) 計画建物の基本設計の段階から、新築工事時の仮設計画はもとより、維持保全・改修工事時の施工計画を見据えた検討を行うこと。
- (2) 土留めの検討に当たっては、隣地へ影響のない計画とすること。
- (3) 各工程における仮設計画の検討にあたっては、特に資機材搬入出や揚重作業の施工性について慎重に検討すること。また、建設作業に伴い発生する騒音、振動および粉塵等、工事ヤード外への影響を最小限にするための検討を行うこと。
- (4) 遅くとも、令和8年1月上旬頃までに計画通知の提出を行うこと。
- (5) 委託期間は、業務の完了を確認する検査期間の10日間を含むものとする。
- (6) 別途発注予定である当該敷地の既存施設に係る解体工事の受注者と工事範囲等の調整を図ること。

## 10 特記事項

- (1) 広島市委託契約約款(建築設計業務用)の損害賠償に対しては「賠償責任保険」制度を活用するよう努めること。
- (2) 現場調査等の実施にあたり、日程等を事前に調査職員と協議し支障のないよう行うこと。
- (3) 積算業務体制は、発注者の承諾を受けたものとする。

## 11 遵守事項

- (1) 受注者は、建築基準法その他関係法令を遵守して業務を遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、業務遂行上、内容等に疑義が生じた場合は、速やかに質疑書を提出し、指示を受けなければならない。
- (3) 受注者は、調査職員及びその他関係者に対して綿密な連絡を取り、業務の円滑な進捗を期さなければならない。
- (4) 受注者は、打合せ事項を、業務打合せ記録簿に記録しその都度提出しなければならない。